

# 令和 8 年度 但馬青少年本部 地域活動コーディネーター 採用選考案内

- ・受付期間 令和 8 年 1 月 1 3 日（火）～令和 8 年 1 月 2 6 日（月） [必着]
- ・試験日 令和 8 年 2 月 6 日（金）
- ・任用期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
- ・勤務場所 但馬青少年本部（但馬県民局県民躍動室県民課内）

公益財団法人兵庫県青少年本部但馬青少年本部では、地域における青少年活動・青少年育成活動を推進するため、地域づくりや青少年の分野において幅広く活動できる地域活動コーディネーターを下記により募集します。

## 1 募集職種、採用予定人員等

| 募集<br>NO | 職 名                              | 採用予定<br>人員 | 主な職務内容                                                                                   | 受験資格            | 勤務形態                            | 備考 |
|----------|----------------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------|----|
| 1        | 地域活動コ<br>ーディネー<br>ター（非常勤<br>嘱託員） | 1 名        | (1) 青少年本部の事務<br>に関すること<br>(2) ホームページや広報<br>誌等による情報発信<br>(3) その他青少年健全<br>育成事業に関する全般<br>事務 | 「2 受験資格」<br>と同じ | 週29時間（原則<br>7 時間15 分×<br>週 4 日） |    |

## 2 受験資格

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日現在で 1 8 歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に但馬青少年本部（兵庫県但馬県民局県民躍動室県民課内）に勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第 1 6 条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- (5) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方
- (6) 普通自動車運転免許を有する方

## 3 選考方法

- (1) 選考方法  
所定の応募書類、面接試験による選考
- (2) 日 時  
令和 8 年 2 月 6 日（金）

※試験時間・試験会場は申込み後、別途お知らせします。

### (3) 場 所

但馬県民局豊岡総合庁舎

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町 7-11 TEL:0796-26-3648

## 4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。

なお、応募書類は、青少年本部のホームページからダウンロードしてください。

A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

### 【持参又は郵送先】

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町 7-11（兵庫県豊岡総合庁舎 1 階）

但馬青少年本部（兵庫県但馬県民局県民躍動室県民課内）

〔TEL:0796-26-3648（直通）〕

※ 封筒の表に「地域活動コーディネーター採用選考申込」と朱書きしてください。

※ 申込者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。

※ 令和 8 年 2 月 2 日(月)を過ぎても案内が届かない場合は、令和 8 年 2 月 3 日(火) までに

但馬青少年本部（兵庫県但馬県民局県民躍動室県民課内）まで電話で照会してください。

## 5 合格発表

2 月中旬頃に受験者あてに文書で結果を通知します。

## 6 採用予定時期

(1) 採用日は原則として令和 8 年 4 月 1 日です。

(2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

## 7 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日です。

（勤務実績に基づく能力実証等により、2 回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

## 8 勤務条件等

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

月額 161,400 円～169,100 円（週 29 時間勤務の場合）

※ 報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、兵庫県青少年本部の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給がある場合があります。

(3) 期末手当・勤勉手当

年間計 4.65 月（6 月期 2.325 月、12 月期 2.325 月（在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり））

※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

※ 支給月数は兵庫県青少年本部の給与改定を受けて変更されることがあります。

(4) 通勤交通費

兵庫県青少年本部が定める地域コーディネーター設置要綱により、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

週 29 時間（原則 7 時間 15 分×週 4 日）

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給・週 3 日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり（ただし年間 5～8 日程度、土、日又は祝日に勤務を要する場合があります。その場合、同一週内で休日を振替えます。）

(7) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働災害保険

※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

## 9 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 資格、免許を必要とする募集区分を「取得見込み」で受験した方が、資格、免許を取得できなかった場合には採用されません。

(3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(4) パートタイムの会計年度職員は企業への従事（兼業）を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。

・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。

・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

(5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。